

①ホルムアルデヒド対策

●ホルムアルデヒド対策の程度を示す「等級」が変わりました。

建築基準法が改正され、ホルムアルデヒドの発散量の多い建材(E₀・F_{c0}など)は居室の内装に使えなくなり、また、JISやJASが改正され、E₀・F_{c0}という表記がF☆☆☆☆と変更されるとともに、新たに発散料が極めて少ないF☆☆☆☆☆が位置付けられ、これに対応するため以下の改正を行いました。

【旧】

- 等級4(E₀・F_{c0})
- 等級3(E₁・F_{c1})
- 等級2(E₂・F_{c2})
- 等級1(その他)

※Ex:JIS Fcx:JAS

【新】

- 等級3(F☆☆☆☆)
- 等級2(F☆☆☆・第3種建材)
- 等級1(F☆☆・第2種建材)
- ×(使用禁止)
- ×(使用禁止)

※F☆:JIS・JAS共通

なお、これまでの等級4(E₀・F_{c0})は、新しい基準では等級2(F☆☆☆)に、等級3(E₁・F_{c1})は等級1(F☆☆)に相当することとなるため、いつの時点の基準によって評価されたものであるかを確認することが必要です。

●評価の対象となる建材が追加されました。

これまでの合板やパーティクルボードなどの木質系の建材に加え、壁紙、塗料、接着剤、断熱材等についても評価対象になりました。(評価対象となる建材の種類は建築基準法と同じです。)

●天井裏等についても評価します。

評価の対象となる住宅の部分は、内装だけでなく、天井裏等についても評価することとなりました。内装は等級1~3、天井裏等は等級2又は3と評価・表示されます。(評価対象となる内装や天井裏等は建築基準法と同じです。天井裏等に換気等の措置がある場合には天井裏等の等級の表示はありません。)

快適で健康的な住宅で
暮らすためには
建材の等級も
しっかり確かめることが
大切なんですね!



②室内化学物質の濃度等

●室内の化学物質の濃度を測ることができます。

住宅の完成段階で、室内の化学物質の濃度について実測し、その結果を測定条件とともに表示するものです。この項目は「選択事項」として位置付けられています。測定の対象となる化学物質は、これまでホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの5物質でしたが、平成15年4月からはアセトアルデヒドが追加され6物質となっています。

- 測定対象物質
- ①ホルムアルデヒド
 - ②アセトアルデヒド(平成15年4月に追加)
 - ③トルエン
 - ④キシレン
 - ⑤エチルベンゼン
 - ⑥スチレン

住宅性能表示制度を利用して
ホルムアルデヒドや他の
化学物質濃度も
測定しておこう!



6-1 ホルムアルデヒド 対策(内装及び 天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 <input type="checkbox"/> 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する <input type="checkbox"/> 特定建材を使用する <input type="checkbox"/> その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)												
ホルムアルデヒド 発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からの ホルムアルデヒドの発散量の少なさ												
<input type="checkbox"/> 該当なし (内装) <input type="checkbox"/> 該当なし (天井裏等)	<table border="1"><thead><tr><th>内装</th><th>天井裏等</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>3</td><td>3</td><td>ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)</td></tr><tr><td>2</td><td>2</td><td>ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)</td></tr><tr><td>1</td><td>—</td><td>その他</td></tr></tbody></table>	内装	天井裏等		3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)	2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	1	—	その他
内装	天井裏等												
3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)											
2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)											
1	—	その他											
6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策												
居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策 <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他[]												
局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策 便所: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし 浴室: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし 台所: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし												
6-3 室内空気中の 化学物質の濃度等	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法 特定測定物質の名称 [] 特定測定物質の濃度:[] 測定器具の名称:[] 採取を行った年月日:[年 月 日] 採取を行った時刻等:[] 内装仕上げ工事の完了日:[年 月 日] 採取条件(居室の名称):[] (室温[平均の室温]):[°C] (相対湿度[平均の相対湿度]):[%] (天候):[] (日照の状況):[] (換気の実施状況):[] (その他):[] 分析した者の氏名又は名称:[]												